

# 第32回中小企業政策審議会

令和3年3月15日（月）

経済産業省中小企業庁

午前10時30分 開会

○神崎企画課長 おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから第32回「中小企業政策審議会」を開催いたします。

本日は、御多忙のところ、御出席いただき、誠にありがとうございます。

会議の事務局を担当しております中小企業庁の神崎でございます。よろしくお願い申し上げます。

本日は、阿部委員、みずほ銀行の川原委員、青山学院大学の三村委員、森委員、湯崎委員以外の委員の方々に御出席いただいておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。なお、みずほ銀行の川原委員の代理として遠藤様、広島県の湯崎委員の代理として和田様が出席されています。

まず初めに、中小企業庁長官の前田より御挨拶いたします。

○前田長官 皆さん、おはようございます。

本日は、お忙しいところ、御出席いただきまして、ありがとうございます。

御案内のとおり、新型コロナウイルス、多種多様な種類のものも出てきておりますけれども、この辺の影響が長引いております、中小企業・小規模事業者も特に業種別の格差を拡大させながら非常にネガティブな影響が出てきています。一方で、最近、私どもが非常に懸念しておりますのは半導体不足、それから度重なる災害に直面しております。コロナはもちろんなのですが、日本の経済、特に地域の中堅・中小・小規模事業者がこれから立ち上がらなければいけないというときに幾重にも困難が降りかかってきておりますので、引き続き大胆な措置を取りながら、皆様方に御指導いただきたいと思っております。

今年の国会には、皆様方に御指導いただきまして、地域を支える中小・小規模事業者の支援を継続しつつ、成長型の中小企業をくくり出しまして、基準から資本金を外す特定事業者という類型を創設し、中小企業の規模拡大とグローバル展開を支援する法案を提出しました。中堅企業への成長のパスを明確化することによって中小企業からの卒業生を大量につくっていくという初めての試みに挑戦いたします。

また、下請振興法を改正いたしまして、三村会長に引っ張っていただきましたパートナーシップ構築宣言の実効性を高めるために、その基盤となる条文を整理します。私は下請関係という言葉自体が持つニュアンスが大変不自然なことだと思っておりますけれども、健全な大企業と中小企業の関係をつくって参ります。

今回、中小企業・小規模企業白書も審議いただきます。もちろん、新型コロナウイルス感染症の影響が中心となるわけですが、危機を乗り越えていくための重要な取組や、経営者の参考になるようなデータ、事例というものを整理し、日本の経済の屋台骨は地域の中小企業だというものを賛歌のごとく大きく歌い上げたいと考えています。引き続き御協力のほどお願い申し上げます。

それでは、本日、審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○神崎企画課長 それでは、お手元の会議資料の確認に移ります。

議事次第に続きまして、資料1、2、3、4、5、6-1、6-2、6-3、7-1、7-2、参考資料が1から4、5-1、5-2、6となっております。御確認いただければと思います。資料は原則として公開の扱いですけれども、資料6-2、6-3、参考資料5-1、5-2につきましては、4月下旬を予定しております中小企業・小規模企業白書の閣議決定を経て公表することになりますので、それまでの間、委員限りの取扱いとさせていただきます。何とぞ御了承いただければと思います。

ここからの議事進行につきましては、三村会長、よろしくお申し上げます。

○三村会長 会場の皆さん、お久しぶりでございます。本日は4部構成で進めたいと思っております。まず、第1部が資料2、3、第2部が資料4、第3部が資料5、6、第4部が資料7、この4つについてそれぞれ説明を伺い、それから議論を進めという形で進めさせていただきます。

それではまず、第1部の資料2及び資料3につきまして、事務局から説明をよろしくお願ひします。

○神崎企画課長 3ページの左側ですけれども、2020年と2019年を比較すると、コロナ禍での倒産件数は減少していますが、一方で休廃業・解散件数は15%増加しています。

続きまして、6ページです。4月から中小企業にも適用される同一労働・同一賃金についての調査結果です。8割から9割の中小企業が同一労働・同一賃金について「十分に理解している」「概ね理解している」と回答しています。

8ページです。「十分に理解している」「概ね理解している」と回答した企業のうち、同一労働・同一賃金について「対応済み」あるいは「対応方針を検討中」と回答した企業が8割から9割となっております。他方で「対応は困難」との回答も一定程度あります。

続きまして、資料3を御覧ください。1ページですが、先ほど冒頭、長官の前田より言及がございましたけれども、今国会に提出した産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案の概略です。

中小企業関連は「④中小企業の足腰の強化」部分になります。ここを詳細に整理したのが2ページです。地域を支える中小・小規模事業者については持続的発展を支援し、海外での競争を目指す中小企業については中堅企業への成長を支援する。これが中小企業政策の基本的考え方と認識しております。

左上を御覧ください。1点目は「中堅企業への成長促進」です。規模拡大に資する支援策について、中堅企業への成長途上にある企業群を支援施策の対象に追加します。中堅企業に成長する事業者は、矢印のとおり、まず資本金を増大させ、その後、従業員を増やして規模拡大する傾向にあります。そのため、従業員500人以下など、資本金によらない新たな支援対象類型を創設し、図の緑色の範囲の事業者を支援対象に含めます。なお、中小企業の定義を変更するのではなく、新たな支援対象類型をつくるということになります。

続きまして、2点目は「経営資源集約化の促進」です。昨年末の税制改正で創設が決定

された経営資源集約化税制を利用するための枠組みを整備します。

3点目は「事業継続力の強化」ですが、中堅企業と中小企業の連携を促進するため、中堅企業向けに金融支援を措置するものです。

4点目は、これも先ほど長官より言及させていただきましたが、「大企業と中小企業との取引の適正化」です。下請振興法を改正し、例えばスポーツジムとフリーランスのインストラクターの取引などを対象に追加します。また、国による調査の規定を創設しまして、下請Gメンの調査に法的位置づけを付与するとともに、親事業者による発注書面の交付を促進します。

4ページをお願いします。法案成立後に政令等の改正を行うこととなりますが、このうち、告示の欄に記載しています基本方針については、改正に当たりまして、本審議会で御審議いただく必要がございます。書面審議を予定しておりますけれども、次回総会ではこの基本方針を含む政省令等の改正について御議論いただこうと考えております。

私からは以上でございます。

○三村会長 ありがとうございます。

重要な変更を含んでいると思いますので、ここで委員から意見を伺いたいと思います。御意見は、たくさんの方々をお願いしたいと思いますが、1人2分以内でよろしく願いします。いかがでしょうか。御意見のある方はチャット機能でお知らせください。

では、導入部として石倉委員から同一労働・同一賃金への対応について何か発言いただけますか。

○石倉委員 ありがとうございます。全国社会保険労務士会連合会の石倉でございます。

同一労働・同一賃金に関してということでございますが、これは働き方改革関連法案の一つの中に盛り込まれておりました。働き方改革は、一つは働き手を増やしていくこと、出生率を上げること、労働生産性を上げることが主眼となっていきます。その中で、今回、同一労働・同一賃金に関しては2021年4月1日より中小企業にも施行されます。先ほどの御報告にありましたとおり、理解している企業については対応を行っているという結果が出ておりますが、したがって、逆から言いますと、理解していない企業に対してどのように理解を促していくのが鍵となると思います。正規労働者と非正規労働者の比較の中で、業務の難易度、職務上の責任の度合い、配置転換があるのか否かが比較のポイントになりますが、どんな形でもよいので、社内において不平不満が出ない状況をつくり出すために、できることから始める動機づけがまだ必要と存じます。

中小・小規模企業においては支援機関の設置などが行われて対応されていますが、例えば、2020年度において働き方改革支援センターに寄せられる支援要望事項については、雇用調整助成金など助成金や補助金の相談が多く、取組に苦慮している状況にまだまだあると認識しておりますので、さらなる支援をお願いいたします。

以上です。

○三村会長 どうもありがとうございます。

チャットで御発言を希望している河原委員、よろしく申し上げます。

○河原委員 発言の機会を頂きまして、ありがとうございます。

資料2の4ページを御覧いただけますか。休業業・解散、倒産件数について、先ほど神崎課長から説明がございましたが、コロナ禍の経済危機の中、倒産件数の減少は複雑な思いで受け止めております。いわゆるゼロ・ゼロ融資が機動的に発動され、中小企業の金融支援の歴史に残る支援策と思いますが、緊急支援は出口が大切です。倒産を先延ばしにしてかえって厳しい状況に陥ることがないように、真に経営支援が必要な企業を選別し、かつ関係機関が連携して取り組むことが重要であると思います。また、今回、新たに借入れをした経営者に対しては計画的に返済を促すことも大切です。このような意味から、経営者が金融機関からの借入れに対して誠実に情報開示ができるようなガイドラインの策定を検討いただきたいと思います。

休業業の増加傾向はこの審議会でも度々説明がありましたが、事業承継支援の加速化の必要性を再認識しています。この点につきましては、中小企業庁さんで進めていらっしゃる事業引継ぎ支援事業と事業承継ネットワーク事業が4月から一体となって、中小機構さんの基で活動が集約されることになっていきますので、期待しております。

また、資料3の告示につきましては、次回、基本方針が文書で審議されるお話がありました。以前、基本問題小委員会で基本方針に事業承継の必要性を提案して、加筆いただきましたが、今回も第5の3の2、前回お願いいたしました認定支援機関への配慮すべき事項、そこには事業承継ガイドラインの記載がありますが、ここに中小M&Aガイドラインの追加も提案いたします。

以上でございます。

○三村会長 河原さん、どうもありがとうございました。

次は小正委員、よろしく申し上げます。

○小正委員 よろしくお願ひいたします。

同一労働・同一賃金につきまして、私の会社も中小企業の最たるものでございまして、この問題は中小企業も4月1日から当てはまるということでは非常に心配もして、いろいろ困っておりました。何とか我々の会社でも取り組んでいこうということで、おおむねこれにつきましては理解させていただきました。そしてまた、私の会社は120名ほどの会社なのですが、その中で契約社員がいらっしゃいまして、契約社員と社員はどう分別できるかということでいろいろ悩ませておりました。

そういうことの中で私どもでは、主に工場、蔵のほうですけれども、こういう格好で項目ごとにつけてまして、内容につきまして、社員は責任がある、契約社員は責任はないということで大きく分けました。責任ある社員はこの問題、責任のない契約社員についてはこのことをやっていくということで、細かく表を作りまして、理解を深めていきたいと思っておるところでございます。要するに、社員は責任がある、契約社員は責任がない分野の仕事をしているのだということをしつかりと認識させながら、4月1日から取り組んでま

いりたいと思っているところがございます。

以上でございます。

○三村会長 ありがとうございます。

次は、豊永委員、よろしくお願いします。

○豊永委員 豊永でございます。おはようございます。よろしくお願いいたします。

手短に3点ほど申し上げます。

1点目は、前田長官から業種間格差の話がございました。確かにコロナの中でその傾向を危惧しております。とりわけ、対面サービス業、飲食、宿泊、娯楽、この辺りがなかなか厳しい状況が続いていると思います。これらの業種は生産性も相対的には低いところがございますので、注視していきたいと思っています。

2点目に、その中でも、コロナ禍下ではありますが、デジタル化やECの活用についての関心が目に見える高まりを示しているように思います。中小企業庁から各種の支援業務を私ども機構は託されておりますが、ぜひそうした期待に応えたいと思っております。

3点目は、河原委員の御発言にもありましたが、再生や事業承継についても、私ども各引き継ぎセンター、再生協議会の全国本部を務めておりますが、これから事態の悪化がないように願っておりますが、いろいろな事態に備えてしっかりと御指導いただきながら、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○三村会長 どうもありがとうございます。

次に、安河内委員、よろしくお願いします。

○安河内委員 おはようございます。連合の安河内でございます。

私のほうからは労働者保護の立場から3点について発言させていただきたいと思っております。

1点目は、中小・小規模事業者の価格転嫁力についてでございます。資料2の13ページにございましたとおり、この20年間、デフレ経済の中、中小・小規模事業者は製品への価格転嫁力が弱いために労働生産性の向上につながらず、このことが大企業と中小企業の賃金格差を拡大する要因となってまいりました。

日本の賃金格差というのは世界では見られない日本特有のものだと考えております。とりわけリーマンショックの際には、材料費も出せないような価格での取引が横行し、中小企業の経営基盤が著しく低下したことは、資料を見ても明らかではないかと考えております。今回のコロナ禍においても、コロナ禍だけを理由にしたような根拠の乏しい取引先の変更や、あるいは価格のダンピングなどの報告も受けておまして、取引実態の把握が急務であると考えております。中小企業庁におかれましても、コロナ禍の取引状況が反映されます令和2年度の取引条件改善状況調査の結果を速やかに開示していただき、実態に即した対応の検討をお願い申し上げたいと思っております。

2点目は、4月1日より中小企業に対しても適用が開始されます、先ほど来出ております同一労働・同一賃金についてでございます。アンケートの結果を見ますと、法施行

時期においては8割が「理解」「概ね理解」されている一方で、既に対応したと回答されたのは5割にとどまっております。また、対応の必要性を理解しながらも、できないとする企業も1割弱存在しております。

同一労働・同一賃金をはじめとする働き方改革への対応や、テレワークの導入などの対応は、設備投資や総額人件費の増加なくしては対応できません。様々な助成金を活用したといたしましても、先ほども申し上げましたが、付加価値の向上分を製品に価格転嫁することができなければ労働生産性の上昇にもつながらず、中小企業で働く有期・短期など様々な雇用形態で働く者の処遇改善にはつながらないと考えております。

中小企業庁におかれましては、しわ寄せ防止総合対策の実効性を高めるとともに、中小企業で働く労働者が真に働き方改革が実感できるよう、労務費等を価格転嫁できる環境のさらなる整備と、法改正の趣旨や目的などの周知啓発について、関係省庁とも連携した取組の強化をお願い申し上げたいと思います。

最後、3点目はM&Aについてでございます。M&Aそのものを否定するわけではございませんが、資料3の8ページに経営資源集約化促進に向けた改正案の結果としてM&Aを通じた規模拡大の促進とございます。M&Aによる労働者の権利や生活への影響に大きな懸念を抱いております。我々に寄せられる相談の中には、労働者の権利を踏みにじり、労働者の生活を犠牲にして利益改善した、あるいは合理化や賃下げを断行しようとしながらも、別会社という理由で団体交渉にすら応じず、裏で交渉を操るといった事例も少なくありません。この後の課題にもございます中小企業白書・小規模企業白書には「M&Aの実施後は多くのケースにおいて譲渡企業の従業員の雇用は維持されており」と記述がございましたけれども、労働者の権利や生活に影響を与えることなく雇用が維持されたのかについてもぜひ検証できる仕組みづくりが必要だと考えますので、対応をお願い申し上げます。

以上でございます。

○三村会長 どうもありがとうございました。

時間の関係がありますので、これで最後にしたいと思います。堤様、よろしくお願いたします。

○堤様 ありがとうございます。資料3の主に下請法のところの10ページの記述の中で1点御質問させていただくことと、あと、意見という形です。

適正な利益確保に資する事業を行っている事業者に関して認定するという示されておりますが、これは実際にはどういうふうに行っていくのかというアウトラインがあれば教えてください。

もう1点ですが、同じく横のところがございます対象取引の拡大ということで、フリーランスの方を使われる場合という文言が結構あります。実際、フリーランスや個人事業主を一番活用しているのは中小企業ではないかと感じております。私どもの会社のような規模感、従業員数十名程度の会社の場合に、受注側のフリーランスだけ守りますという法律をどんどん出されていくと、逆手に取って自分たちの権利ばかり主張して、親事業者と言

われている人たちは結構苦勞しているというところもございます。おひとりさま事業者以外もきちんと権利が守られるような配慮は頂きたいと思っています。

また、同一労働・同一賃金のように改革を行っても、既婚女性の一定数が非正規にとどまっています。そのほぼ全員が配偶者控除の内側で働きたいので非正規のままにいたいと言って、キャリアアップや正社員の道を示しても、夫や家族が了承しないと行ってなかなか正規へ転換してくれません。中政審で扱える範囲ではないということは分かってはおりますが、配偶者控除ということに関しても、どこかの段階でこれはやはりおかしいということを中心企業庁から声を上げていただくと、本当の意味で働ける人が働けるようになっていくのではないかと思います、女性活躍という視点から感じているということをお願いさせていただきます。

○三村会長 堤様、率直なご意見、どうもありがとうございました。

もう1人追加させていただきます。諏訪委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○諏訪委員 諏訪です。よろしくお願いいたします。

皆さんのお話のとおりですが、2つあります。

先ほどM&Aというお話が出ていたのですが、実は中小企業の中でM&Aの詐欺みたいなものが発生してしまっていて、おいしい話につられて企業が廃業してしまったという事例も出てきています。ぜひ中小企業庁さんのほうからも注意喚起をしていただければありがたいと思います。

あと、中小企業の足腰の強化に関しては、中小企業から中堅企業への成長途中にある企業群の支援策を拡大していただいたことは非常に感謝いたします。その中で、2ページに「中堅企業と中小企業の連携による事業継続力強化を促進」とありますが、今後考えていただきたいのは、大企業と中小企業の連携、ビジネス連携、それも出てくるのかなと思いますので、成長促進のためには大企業と中小企業のビジネス連携も視野に入れて支援して拡大していただきたいと思います。

以上です。

○三村会長 どうもありがとうございました。

それでは、ここで中小企業庁から今までの質問に対して回答をお願いします。

○神崎企画課長 手短かに御回答申し上げます。

同一労働・同一賃金について多数の御意見を頂きました。私どもとしても、中小企業庁のポータルサイト「ミラサポplus」をやっておりますので、そこに同一労働・同一賃金にうまく取り組んでいる事例や、社労士さんのアドバイス、こういったものをしっかり載せて、少しでも多くの企業さんの準備にプラスになるようにしたいと思っております。

河原先生から、基本方針の改正に合わせて中小M&Aガイドラインの話も追記すべきという御指摘がありました。これもしっかり検討させていただきたいと思います。

安河内委員から価格転嫁の話をお指摘いただきました。これは後ほどパートナーシップ構築宣言のところでも御説明しますが、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

堤委員から御質問いただいた、下請中小企業の利益の確保に資する事業を行う事業者というところでございますが、単純に大企業と中小企業をマッチングするだけでなく、再発注先のパートナーの加工工場の工程管理をやることによって中小企業が取引機会を生み出せるようにしていこうという仕組みにしております。

また、フリーランスは、立場が弱いケースだけでなく、逆に中小企業よりも強い力を持っているフリーランスさんがいらっしゃるという御指摘も頂きました。御指摘も踏まえ、しっかりフリーランス対策を検討してまいりたいと思っております。

諏訪委員から、事業継続力強化は中堅だけでなく大企業とのビジネス連携も大事という御指摘を頂きました。豊永理事長がいらっしゃる中小機構ではジェグテックという技術の連携のマッチングサイトも御用意いただいておりますので、こういったものも活用して、大企業と中小企業のオープンイノベーション、オープンイノベーションを進める中小企業は生産性が高いというデータもございますので、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○三村会長 皆さんから非常に真剣な御質問、御意見を寄せていただきまして、ありがとうございます。今後の政策にぜひとも役立てるようにしたいと思います。

それでは、次、第2部に移ります。まず、資料4の説明を事務局よりお願いします。

○神崎企画課長 資料4でございます。1ページは、中小企業等協同組合のバーチャル総会の資料でございます。会社の場合は、会社法上、株主総会を招集する場合には場所を定める必要があり、現行法ではバーチャルのみの株主総会は不可となっております。ただ、コロナ禍で密を避けるためにはバーチャルオンリーという必要性が高まっておりますので、上場会社についてバーチャルオンリー総会は可能とする法案を国会に提出しております。

続きまして、2ページでございます。事業協同組合や商店街振興組合等については省令に場所の規定が存在するため、バーチャルオンリーの総会や理事会は開催できません。なお、場所を決めつつ、バーチャルでの参加も認めるハイブリッド型という方式は現行法でも可能になっておりますけれども、実務上の課題もありまして、活用が進んでいないのが現状でございます。

続きまして、4ページです。事業協同組合等についてもバーチャルオンリー総会や理事会の開催が可能となるよう省令を改正するとともに、ハイブリッド型を含むオンライン総会、理事会について明確化した指針を策定したいと考えています。例えば、無記名投票の担保方法などを記載する予定です。

最後に5ページです。本日の御議論を踏まえ、今、申し上げた省令改正や実務指針の策定を含め、組合の総会シーズンが始まる5月上旬までに作業を完了したいと思っております。

○三村会長 ありがとうございます。

それでは、全国中小企業団体中央会が資料を提出しておりますので、小正委員から御説明をよろしく願いいたします。

○小正委員 中小企業団体中央会の小正でございます。

バーチャルオンリー総会ということで、私どもが支援しております全国約3万の中小企業の組合では、毎年度、通常総会が開催されておりますが、法律の規定でバーチャルオンリーの総会は認められていません。私からは、組合においてもバーチャルオンリーでの総会をぜひ認めていただけるように要望させていただきたいと思っております。

例えば、東京で毎年、今までやっていました総会に上京する場合、私の場合は鹿児島なので費用や日程の都合で参加できない場合があるわけです。また、私の地元である鹿児島県には多数の離島がありまして、鹿児島市内で会議をする場合等においても同様の理由で出席者が限られるということがあります。

新型コロナの感染拡大以降、ウェブ会議のツールが普及しておりまして、有益な議論が活発に行われております。従来のように会場を用意した上でオンラインでの参加も認めるハイブリッド型での実施も考えられますけれども、会場に来られる参加者数の見極めが必要となります。

そこで、バーチャルオンリーで総会が開催できるようになればメリットがございます。1点目、経費が削減できまして、販路開拓あるいは人材投資等に活用できる。2点目、随時開催が可能となりまして、出席率向上によって有益な意見交換が可能となります。そして、組合を活用した事業を推進しやすくなるというメリットがございます。

全国中央会といたしましても、省令改正が行われた後には、既存事業の再構築、新規事業の推進、成長分野における新たな組合設立の促進、若者や女性の地方での活躍など、共助型の連携事業に取り組む予定にしております。経済産業省、中小企業庁におかれましては、バーチャルオンリーでの総会について実務指針で明確化いただきますよう、強く要望いたします。

以上でございます。

○三村会長 強い要望を受け取りました。商店街でも同様の要望があるということを目指したいと思っております。

この議題に対して委員の方から何かほかに意見ございますか。

ないようですので、中小企業組合関係のバーチャル総会につきましては、本年5月の総会シーズンに向けて省令改正や実務指針の策定を事務局として進めていただきたいと思います。

それでは、第2部はこれで終わります。

次に、資料5、6に移りたいと思っております。事務局より説明をお願いいたします。

○関口調査室長 中小企業庁調査室長の関口でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

2021年版中小企業白書・小規模企業白書の案につきまして、御説明させていただきます。

まず初めに、諮問させていただく事項について御説明させていただきます。

参考資料3と4にございますとおり、大臣から「令和3年度において講じようとする中小企業施策（案）」及び「令和3年度において講じようとする小規模施策（案）」につき

まして、諮問させていただいております。

それぞれの施策（案）につきましては、資料6-2、6-3でございますが、そちらをまとめたものが資料6-1になります。来年度の中小企業・小規模企業施策（案）でございます。

全部で5章構成になっておりまして、今回の特徴は、第1章にコロナ対策に引き続き最大限尽力していくということでございますので、資金繰り支援、事業再構築促進事業、生産性革命推進事業について出しております。

第2章といたしましては、最重点施策の一つでございます事業承継・引継ぎ・再生等の支援ということでまとめております。

以下、第3章では、生産性向上による成長促進、第4章では事業環境の整備、第5章は復旧・復興、防災といったような観点でまとめております。

この後、御審議のほどをどうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、中小企業白書・小規模企業白書の概要の部分で、資料5でございます。

1枚目から御説明させていただきます。まず、概要でございますが、やはりコロナの影響を業種別、規模別に丁寧に分析していくことが基本だと思っております。この危機を乗り越えて、また新たな成長軌道にできるだけ多くの事業者さんに乗っていただくことが大事だと思っておりますので、そのための処方箋をなるべく多く取り上げたいと思っております。

例年どおり2部構成になっておりまして、第1部が総論ということで、感染症による経済的な影響についての分析ということでございます。業種別、規模別に丁寧に見た上で、先ほど安河内委員から御指摘いただいたように、取引先からのしわ寄せの状況について分析したり、あるいは石倉委員から御発言ございましたように、雇用情勢、新たな働き方、兼業・副業、フリーランスといったところも含めまして、今回分析させていただいているところでございます。

第2部がテーマ別の分析ということで、毎年変わる部分でございますが、今回は「危機を乗り越える力」ということで4つについて分析を深めてまいりました。

1つ目が財務基盤と経営戦略、2つ目がデジタル化で、今回、テレワーク等でデジタル化が事業継続力の鍵となることも新たに追加されておりますので、その部分についても分析しております。3つ目が事業承継・M&Aを通じました成長・発展、4つ目が、小規模企業白書のテーマでございますが、消費者意識の変化と小規模事業者あるいは商工団体の皆様の頑張りといったものを分析しております。

2ページ目からがそれぞれの解説でございますので、かいつまんで御説明させていただきます。

2ページですが、中小企業の皆様が引き続き厳しい状況にあることには変わりはありません。図1にございますとおり、2月の時点でも約4分の3の中小企業の皆様にコロナの影響が継続しているという結果が出ております。また、図2のとおり、倒産件数はこの30

年来で最低を記録いたしました。手前みそでございますが、金融支援の拡大あるいは持続化給付金といった各種の支援策が一定程度、功を奏したのではないかと見ておりますけれども、業種によっては非常に厳しい状況に追い込まれている事業者さんも多数いらっしゃいますので、引き続き留意して見ていく必要があると思っております。

3 ページでございます。このコロナ禍にあって事業環境の変化への対応が鍵になるのではないかと考えております。柔軟な対応ができていない企業ほど回復が早い傾向にございまして、図1にございますとおり、柔軟な対応ができていないかどうかということで売上高の回復の度合いが高いといったような傾向が出ております。今回の変化は非常に厳しい状況でございますが、こちらを転機と捉えていただいて、いま一度、自社の強みであるとか、顧客の新たなニーズに着目していただいて、事業を見直していただくことが重要であると考えております。

4 ページを御覧ください。その中でも特に影響を受けていらっしゃいます対面サービス関係の企業の皆様の事業見直しの動きについて御紹介しております。

左側はタクシー会社さんの例でございます。駅前でお客さんを待っているだけでは開店休業状態になってしまいますので、何でも運ぶということで「便利タクシー」事業を開始いたしました。特に地域のシニアの方の潜在的な需要をつかんで、例えば病院に順番待ちの券を取りに行き、そして頃合いを見計らってお迎えに上がって、診察を受ける時間を待って送り届けるといったような活動をされています。

右側は観光コンサルティング会社さんの事例でございます。コンサルティングをする時間がなかなかないということで、動画配信をコロナ禍で行いましたところ、非常に好評で、動画制作のほうに事業を展開していくといった事例でございます。

5 ページからが財務基盤と経営戦略についてでございます。

中小企業さんの財務状況でございますが、図1にございますように、ここ20年ぐらいで自己資本比率を厚くしてこられたということがお分かりいただけるかと思っております。特に中規模の企業さんでありますれば、大企業とほぼ遜色ない水準にまで達しております。

図2は、損益分岐点比率の推移を見たものでございます。赤い線が大企業でございまして、6割ということでございますので、売上げが今から4割下がっても赤字にならないという体質でございます。一方で中小企業を見ますと、1割程度売上げが下がると赤字になるということで、コロナのような売上げの急激な変化に脆弱な体制があるということを示していると思っております。特に、本文では業種でも見ておりますが、宿泊、飲食、娯楽のような業種の皆さんは損益分岐点が高い傾向にございます。そうした業種別の分析も丁寧に行っているところでございます。

また、図3にございますように、いま一度、自らの財務状況を見直していただくことが大事と思っております。財務指標を丁寧に計算されているような企業さんほど業績あるいは体力があるといった傾向が出ております。

6 ページでございます。先ほど河原委員から出口戦略が必要だという御指摘もござい

したが、今後どのような経営戦略を立てていくかということが我々も大事だと考えております。日頃の事業環境の変化に合わせた見直しが大事だと考えておりました、コロナ前、コロナの間でも迅速に実行に移しておられる企業さんほど回復が早い、あるいは影響を受けていないという結果が出ております。

また、事例の下にございますが、先ほど諏訪委員から御指摘いただきましたように、大企業と中小企業のビジネス連携は非常に大事だと思っております。例えば、Monozukuri Venturesの事例の中でも、DMG森精機さんや島津製作所さんのような大企業の皆さんとの量産化に向けた生産体制の構築支援なども行われているということでございます。

7ページは、経営戦略でございます。先ほど豊永委員から、デジタル化、EC、こういったところに支援を注力していくという御指摘もございましたが、図1にございますように、環境・エネルギー、AI・IoTといったデジタル化の分野、こういったところに新たに進出を検討されている中小企業さんが多くなってきているということでございます。また、海外展開は、こういった中で対面の商談ですとか非常に難しい状況でございますので、越境ECを活用する企業さんの割合が増えてきているところでございます。特に越境ECは地域の中小企業にとっては非常にアドバンテージになるということもございまして、実際に利用者も増えているという傾向でございます。

8ページからがデジタル化についてでございます。コロナ禍で企業さんのデジタル化に達する意識は急速に高まりました。図1を御覧いただければと存じます。また、働き方改革につきましても、やはりデジタル化を推進していく効果があるのではないかとございまして、事業継続力の強化の観点で図2でございますが、事業継続力を意識してデジタル化に取り組んでおられる企業さんが規模を問わず6～7割いらっしゃるという現状でございます。

一方で課題でございますが、やはり組織文化、こういったものをデジタル化対応していくのがまだまだ難しい、あるいはデジタル化を導入しても明確な目標がまだ定まっていない、あるいはリテラシーが足りないといったような課題がございますので、こういったところに丁寧に対応していく必要があらうかと思っております。

9ページでございます。そうした課題を受けまして、デジタル化に積極的に取り組む組織文化の醸成や、業務プロセスそのものを見直すといったところまで踏み込んで、企業さんの組織改革を応援するような施策が非常に大事だと考えております。そのためにも経営者の皆さんに積極的に関与していただいて、範を示していただくことが大事だと考えておりました、図2にございますように、全社的にデジタル化を推進している企業さんほど労働生産性が高いという傾向でございます。

10ページからが事業承継・M&Aでございます。休廃業は非常に高い水準で推移しておりますが、図1にございますように、経営者の方の高齢化とともに年々進展してきているところでございます、コロナの影響もございますが、やはり構造的な問題も非常に大きいと考えております。

その中でも、図2にございますように、非常に優良な企業さんでも休廃業してしまっているという傾向がございまして、一番上の青い部分でございまして、売上高当期純利益率が5%以上あった企業さんが実は4分の1もいらっしゃるといったようなこととございまして、こうした非常に優良な企業さんの経営資源をいかに次世代に引き継いでいくかということが大事だと考えております。

また、図3にございますように、経営者の皆さんが替わりますと新しいことにチャレンジしていただける機会が増えるということとございまして、企業の成長発展を促していくためにも大事な取組だと考えております。

11ページは、光と影というところで、M&Aの影の部分にもしっかりと対応していきたいということとございまして。図1にございますように、M&Aに対するイメージというのは10年前から見ると非常に改善してきているところで、件数も増えてきております。そして、図2にございますように、事業規模の拡大を売り手、買い手とも主な目標にしているところでございまして、先ほど安河内委員から御指摘がございましたように、売り手の側からすると、従業員の雇用の維持が最も大事なことというふうに御覧になられているところでございまして、図3で確認しますと、譲渡企業の雇用継続の状況でございまして、8割以上の譲渡企業で雇用が完全に守られたという結果が出ております。一方で、個別事案を見れば、ひどい事例もあろうかと思っておりますので、しっかりといいマッチングをこれからも支援していくことが大事だろうと思っております。諏訪委員からもございましたように、買い手のほうもだまされないようにするというのも大事だと考えております。

12ページからが最後のテーマでございまして、消費者意識の変化と小規模事業者の底力ということとございまして。図1にございますように、消費者の皆さんは自宅の周辺で財・サービスを消費するといった傾向が強くなってきているところでございまして。一方で、売り手側のほうの営業は、図2にございますように、対面型の営業あるいはコミュニケーションの取り方が少し減りまして、オンラインを使った営業が増えてきてございまして、地元のお客さんと、少し遠方においてもオンラインで共感していただけるようなお客さん、両方新たなお客さんが出てきているということではないかと思っております。

13ページは、地域とのつながり、そしてSDGs、少し先を見据えたお話でございまして、図1にございますように、日頃から地域活性化の取組に積極的であった企業さんほど、コロナ禍でそうした地元の売上げ貢献は非常に大きい傾向にございまして。また、今後、SDGsへの取組が小規模事業者さんでも大事になってこようかと思っておりますし、地域資源を活用するというのはSDGsの観点からも非常に大事なことでございまして。SDGsへの認知度・取組状況ということで図2の棒グラフでございまして、「既に行っている」あるいは「検討している」という小規模事業者さんは約1割強ということで、まだこれからでございまして、指導員の皆さんに有効かどうかとお伺いしますと、過半数の指導員さんはこの取組は非常に有効だとお答えになっています。今後の拡大を期待したいと思っております。

最後、14ページでございまして、商工団体、商工会・商工会議所の皆さんの頑張りとい

うことも今回取り上げております。図1にございますように、利用頻度ということでいきますと、これまで全く利用していなかった事業者さんも含めて「大幅増加」「増加」とお答えになられている事業者さんは非常に多くございます。また、図3にございますように、商工会・商工会議所への期待度の変化では「高まった」という答えが8割を占めているということでございます。補助金の申請あるいは情報提供ということもございましょうが、もう一方で、コロナ禍で営業・販路開拓の支援に御尽力されたということが分かっておりまして、テイクアウト、デリバリー、飲食店さんへの支援、商品券の発行、オンラインでの営業活動のサポート、こういったことに御尽力いただいていることに改めて感謝申し上げます。

以上、中小企業白書・小規模企業白書の御説明をさせていただきました。よろしく御審議いただければと思います。

以上でございます。

○三村会長 関口室長、どうもありがとうございました。

率直な意見として、非常に興味を引く、面白い中小企業白書になりそうです。

それでは、御意見のある方は、先程と同様にチャット機能で手を挙げていただければ、こちらから順に指名いたしますが、いかがでしょうか。それでは、沼上委員、よろしくお願いいたします。

○沼上委員 どうもありがとうございました。

それでは、中小企業白書について簡単に私の視点からコメントを差し上げたいと思います。無視していただいても全く構いません。

中小企業白書というのは、いろんな意味で、ここに取り上げられた中小企業の例が非常に重要な役割をその後様々な場面で果たすことになろうかと思えます。人間は数字からも学びますけれども、プロトタイプからいろいろ学ぶというところが物すごく多いので、その意味で言うと、ここで取り上げた企業というのがいろんなところで見本になっていく可能性がありますから、これはいろんな意味で勉強するための素材として注意して選び、また分析していく必要があるだろうと考えています。

その中で、現在、コロナ禍なので、柔軟性をすごく強調したお話になっていると思いますが、今後、今年ではなくて来年になるかもしれませんけれども、これからはまた持続的な成長とか競争優位というキーワードが重要になってくるのではないかと思っています。今回の例などを見ていくと、他社の模倣可能性あるいは独自技術による差別化という視点で見ると、少し考えなければならぬと思うような例も出てきていますので、今後はもう少し競争優位を強調していただければいいかなと思っています。

特に、今日、競争優位は1回だけの製品開発で確立できないので、連続打撃力が必要だと思うのです。特にクラウドによるサービスを追加するとか、補完財のプレーヤーを巻き込んで補完財が物すごくよくなる、そういうエコシステム全体で競争優位をどうつくっていくかという視点が必要になります。「グローバルニッチトップ企業100選」などをやって

いても、中小企業でもそういうのがちゃんとできている会社があるので、そういうものをうまく付加していただくとすごくいいのではないかと。先ほど冒頭の部分で前田長官からもございました、今回の中小企業を卒業していくユニークな成長パスを支援する政策というのもそこにうまくフィットしていくのではないかと、そういうことをお願いしたいと思います。

以上です。

○三村会長 ありがとうございます。

次に、滝澤委員、よろしくをお願いします。

○滝澤委員 御指名ありがとうございます。学習院大学の滝澤と申します。

白書に関する感想とコメントを1つずつ申し上げたいと思います。

白書についてですけれども、昨年度に引き続き、データに基づいた中小企業の実態把握が精密に行われており、素晴らしいと私自身感じております。特に財務や事業承継等、中小企業の経営に関してクリティカルな影響を及ぼす事柄について、膨大なデータに加えてアンケートやインタビューで肉づけされた、いわゆるリアリティーのある分析がなされているということは高く評価されると思います。こうした議論が政策論のベースラインにあることを今後も期待したいと思います。

こうした前提で、1点、コメントですけれども、諸外国でも企業データをいち早く使って新型コロナ感染症が経済に与えるインパクトの分析が進んでおります。コロナ禍において今後さらなる分析が必要になると私自身考えるのが、先ほどの安河内委員のM&Aの御発言とも関連するかと思いますが、企業間の資源の再配分、いわゆるリアロケーションというものについてかと思いますが。

例えばイギリスのデータを基にした研究では、コロナ禍にあつてパフォーマンスが高い企業がシェアを伸ばして、そうでない企業のシェアが低下していることで経済全体のパフォーマンスの改善が進んでいるという結果を報告した上で、しかしながら、これが、いわゆるクリエイティブディストラクションの形を取っているかといえば、ただ単に低生産性企業のディストラクションになっているということで、結果として平均的な生産性は高まるのですけれども、そうした企業が廃業・倒産してリアロケーション（再配分）が進んでいないので経済全体のアウトプットは低下してしまう。結果として経済厚生も低下しているという可能性を彼らの研究では指摘しています。

日本において同じ状況かどうかということを確認する必要があります。そもそも手厚い支援を行っておりますので、イギリスとは異なった状況が生じている可能性もありますけれども、全体としての生産性の変動と厚生面からの評価を考える必要があると思います。この時期、重要になるのが、再度強調させていただきますが、企業間とか産業間の資源の再配分のスムーズさということで、再来年以降、データを早急に入手されて、この点に注目した分析がなされることを期待したいと思います。

私からは以上です。

○三村会長 どうもありがとうございました。

次に、伊藤委員、よろしく願いいたします。

○伊藤委員 ありがとうございます。

私も中小企業白書は非常に興味深く拝見させていただきました。特に前半部の新しい事業環境への適応ということで、いろいろな例が出てきましたけれども、これはやはり中小企業という、経営者が決断すればすぐに動けるというスピード感と機動力が生かされている。そういう意味では中小企業の非常にいい部分ではないかと思うので、これが成長するに当たっても維持されるように期待したいと思うところです。

一方で、私もこの中で幾つか取材させていただいたりもしたのですが、悩んでいらっしゃることは、今、時代が大きく動いていく中で、新しい部分を模索しながら全く今までないものをやろうとしたときに実際助けていただこうとすると、地域の金融機関ということになるのですが、それがなかなか理解していただけない。一生懸命説明するけれども、分からないと言われてしまう。そうしたときに、多分これから金融機関の目利き力というか、これまでの実績主義、担保主義とか、そういうものにとらわれずに大胆に投資していくということも求められるのではないかと、金融機関と一体になって政策を進めていく、そういう部分がますます必要になるのではないかと個人的には思っております。

それから、先ほどM&Aでせっかくいい業績を出しながら廃業せざるを得ない、人材不足の問題ですね。先ほど来、大企業との連携という話が出てきていますけれども、人材においても大企業の人材を活用するという環境がコロナによって整ってきたという部分があるかと思えます。それは兼業や副業というところなのではございますけれども、例えば、自治体もいろいろ、この機にすごく頑張っているところがあって、鳥取県などは週1副社長というような政策を出しながら、大企業と連携して大企業の人材を取り入れながら企業の成長につなげていく取り組みも行っているのです、そういう人材バンク的なものにもう少し力を入れてやっていったらいいのではないかと思います。

もう一つ、人材という意味では、女性の活用もこれを機に一気に、これからどんどん人材が少なくなっていくので、進めていったほうが良いと思っています。その部分においても中小企業というのは、しっかりと、例えば育休や産休の制度が整ってなくても柔軟性を持って女性を臨機応変に活用できている。大企業に比べてもそういう部分がある。それはいいところだと思うので、そこを積極的に活用しながら、逆に中小企業のほうから社会全体を変えていく、そういう事例が出てくるといいなと思っております。

以上です。

○三村会長 伊藤さん、どうもありがとうございました。

次、河原委員、よろしく願いいたします。

○河原委員 資料5の6ページの経営戦略についてお話しさせていただきます。

財務状況の把握に注目され、特にロカベンを活用した経営計画とその見直しを紹介があ

りましたが、よい視点だと思います。先ほど申し上げましたが、アフターコロナの経営支援を考えますと、過去の財務情報だけではなく、これからは非財務情報も大切だと思います。

前田長官からのお話にございました、中小企業から卒業して、大きくなろうと目指す経営者に対しては、「これからは環境変化に耐え抜いて持続的成長をするための存在意義を意識した上で、これまでを把握する。そして長期的な視点でこれからの『ありたい姿』を構想する」という、これは経営デザインシートの考え方ですが、このような定性的な情報についても、中小企業の経営支援でもっと注目いただきたいところです。

それから、8ページのデジタル化に関してです。この1年、コロナ禍でデジタル化の進展は実感してはいますが、既存の業務プロセスをそのままデジタル化にして、うまくいかないところも多くあります。「スマートSMEサポーター」がせっかくできているのに、まだまだ知られていません。中小企業現場で必要とされている方々ですので、広報にはもっと力を入れていただきたいと思います。

13ページでSDGsの取組というのがありますが、これは子供たちでも知っていて、最近では中学入試でも出題されています。にもかかわらず、小規模事業者の理解度の低さについては、もっと問題意識を持つべきではないでしょうか。特に未来の地域経済のためにも、ここに速やかに経営者向けの施策が望まれるところだと思いますので、白書で取り上げていただけてよかったですと思います。

以上でございます。

○三村会長 ありがとうございます。

次は、橋本委員、よろしく願いいたします。

○橋本委員 今回から参加させていただきます日本濾水機工業の橋本です。よろしく願いいたします。

私のほうからは、中小企業のデジタル化と事業承継について少しコメントさせていただきたいと思います。

デジタル化に関しては、当社を含め、周りを見てもかなり遅れているところが多いという気がしてしまして、先ほど競争優位の確立というお話もあったと思いますが、やはり自分たちの製品・サービスの付加価値を上げていくためにデジタル化を進めていかなければいけない面もあると思います。その点で、実は自分たちの強みをちゃんと認識していない中小企業もまだまだ多いような気がしてしまして、目的を明確にすることが大切というお話もあったと思いますが、そのためには、まず自分たちの強みは何なのか、それを伸ばしていくためにどういうことをやっていかなければいけないのか、そこからまだまだ支援が必要となるところが多いのかなと思っています。中小企業関係の支援策は物すごくたくさんあって、その支援策のどれかを活用するというアドバイスも頂けるのかなと思いますが、たくさんあり過ぎて、どれを活用するとそういうところに結びつくのか、結びつけ切れないというところです。

もう一つ、デジタル化の中で付加価値を伸ばしていくという面と、別の面として生産性を上げていくための業務効率化というのがありますが、当社もいろいろ基幹システムを見直したり、できるだけIT化を進めようとする中で、大企業と違うのが、大企業のほうは自分たちで業務をどんどん定型化、標準化して、それを実現するシステムをつくっていったら、それを取引先に要求すればかなり効率化が図れるのですが、中小企業の場合、取引先のそういうみんな違うものを全て受け入れざるを得ない。自分たちだけでやるときに、例えば請求書のフォーム一つとっても、大企業からは「うちはこのフォームなので、こういうことを書いて、この形でお願いします」と来るのですが、中小企業はそれを言っても「いや、うちそれは受けられません」で終わってしまって、自分たちでの効率化というのはなかなか難しい部分があります。それはそれでやむを得ない部分はあるのですが、現状としては、やりたくてもそういうのが進まない側面があるということをお話いただければと思います。いろいろデジタル化の面でも人材育成というのはすごく重要です。

今日のお話の中でシニアに関するお話というのは出てきていないのですが、中小企業でシニアの割合が結構多い中で、そういう方々も含め、どうやってデジタル化を進めていくといいのかというのはすごく悩みとしてあります。いろんな意味で、中小企業は人材が固定化しやすく、一つの会社に入らずずっと同じことをやっている人も多いですし、中小企業こそキャリア教育をもっとやっていかなければいけないのかなと思っています。

あと、事業承継のほうなのですけれども、私も自分が受ける身の中で、いろんな支援策というのはかなり整備されていて、すごくありがたいと思っています。一方で、いろんな経営者と話をしていくと、M&Aは確実に一つの手段として大切なものだと思いますが、何で引っかかっているかという、自分の思いとか、そういうのを誰に託したらいいのだろうかみたいな、意外とそういうところでいい人材がなかなかなくて、結局見つけられないまま、そういうところにつながっている部分もあるのかなという気はしています。その部分はいろんな支援策で解決できるものではないと思いますが、現状、進まない理由の一つにはそういう理念だとか、従業員の雇用を守るというのも、それもやはり思いなのだと思います。それをうまくマッチングできると、もうちょっと進むのかなという気がしました。

感想みたいなものが多くて申し訳ありません。

○三村会長 承継者に自分の思いをどのように伝えるのかという部分はよく理解できます。

次は、石倉委員、よろしくお願いします。

○石倉委員 私もデジタル化についてなのですけれども、コロナ禍で急速に進められたテレワークに関してお話をさせてください。

テレワークを導入したことによって労働者にどんなことが起こっているかという、一つは評価の不安、コミュニケーションに対する不安、ジョブ・アサイン不安、キャリア不安、入社勤務者との関係性の不安、評価に対する疑念、コミュニケーション疑念などが挙げられます。身体的負荷とか運動不足、これも加わって、精神的、肉体的な不調に陥る状況も生まれています。それに対して、例えば労働時間管理や評価制度などの労務管理の方

法についての法整備等をはじめとした対応策がまだまだ不十分なところといいますか、行われていない状況が見られるわけです。それぞれに対して単体の企業としての対応策を皆さん模索しているという現状です。中小・小規模企業におきまして、職場というのはヒューマン・ツー・ヒューマンという基盤の上で今まで成り立ってきました。それに鑑みたと上で、デジタル、テレワークというものの体制整備をしっかりとつくっていかねばいけないと考えております。

そして、新型コロナウイルスの影響で急速な変化が生まれました。経済産業政策、雇用政策はやはりセットとして一体のものとして政策立案していただきたい。そのことが日本経済であったり地域経済を活性化して、健全な国民生活の実現に寄与すると考えますので、ぜひよろしくごお願い申し上げます。

以上です。

○三村会長 ありがとうございます。

次に、田村委員、それから諏訪委員の順で発言をお願いします。田村委員、よろしくご願いたします。

○田村委員 ありがとうございます。私は2つほどです。

まず、白書ですが、とても興味深く拝見させていただいております。中でも私の場合は事例というものがすごく重要になると思っております。この事例をいろいろ拝見させていただいております。非常にいいものが載っていると思いますが、この中で、デジタル化に伴い、テレワークの社員の心のケアに重点を置いたことによって、社員が元気に仕事に取り組む、健康な会社というような視点での事例も盛り込まれることを望んでおります。まずそれが1つです。

もう一つは、先ほど来、出ておりますデジタル化ですが、確かにデジタル化が重要であるということも中小・小規模の経営者の方はよく知っていらっしゃるし、それにたけた方はいろいろと進化していらっしゃると思います。それに出遅れている人が多いのも事実で、デジタル化に自分は乗り遅れてしまっているという不安がありますので、その辺のケアができるような伝え方というのが必要ではないかと思いました。

元請から第一下請は、上手に対応できるのですが、その後、第一が第二、第三の下請に仕組みを持っていくときに、個人で働いている方もいらっしゃいますので、デジタル化の統一化の難しさとか、現実の課題というのも確実にございます。そういうものも拾って、うまくいっている事例なども掲載していただければいいと思います。

簡単ですが、以上です。ありがとうございます。

○三村会長 田村さん、どうもありがとうございます。

次に、諏訪委員、よろしくご願いたします。

○諏訪委員 ありがとうございます。

伊藤委員からありましたように、大企業との連携の中で人材は非常に重要だと思っております。今、大企業も新卒だけではなく、やはりコロナ禍でかなり経験者採用を促進してい

ます。ステップアップという形で大企業に引き抜きをされてしまう中小企業は今、非常に多いです。ただ、その場合、やはり裏切り行為になりますので、そこで情報交換なんてとてもできないような状況です。

これから考えたときに、これは私の夢なのですけれども、中小企業から大企業へ就職のチャンスがある。中小企業から行った人たちが大企業で働いて、大企業も終身雇用が限界だと言っていますので、そこでまた自分の元いた企業に戻る。人材の循環というのができるようになれば、中小企業にも優秀な人材が入ってくる可能性も高くなりますし、中小企業と大企業の連携もしやすくなりますし、大企業の教育も中小企業で受けられるというような形になりますので、今後そういうことも検証していただきたいと思います。

以上です。

○三村会長 どうもありがとうございました。

それでは、議論はこれで終了したいと思います。非常にレベルの高い議論をしていただきまして、ありがとうございました。

それでは、事務局からまとめて回答をお願いします。関口室長、よろしくをお願いします。

○小高委員 すみません。手を挙げていたつもりなのですが、手が挙がっていませんでしたか。

○三村会長 どなたですか。

○小高委員 小高でございます。

○三村会長 小高さん、どうぞ。

○小高委員 チャットの使い方が悪かったようで申し訳ありません。

3点ばかりお願いをします。

先ほど来、御意見が出ている中で、中小企業白書の内容につきましては、現場の数字をよく捉えているということで、いい内容だと思います。その中で、生産性向上の話が多々出ていると思います。生産性向上の御支援というのは設備投資が多く出ていまして、これについては比較的分かりやすいのですが、業務の効率化や生産性の効率化というのは設備投資だけではなく、業務の見直し等も大きな生産性向上の鍵を握っていると我々食品製造業では考えております。そういった中で、多くのコンサルタントの方がいらっしゃるのですが、実は弊社でもコンサルを入れているわけなのですけれども、これはとてもお金がかかることで、これに対する御支援はあるのでしょうか。一つ質問させてください。

それから、この審議会の中で何度か私も意見をさせていただいている中で、先ほど伊藤先生や河原さんからもお声がありましたけれども、今回のコロナに限らず、中小企業庁さん、農林水産省、いろんな補助制度があります。私、こういう形で参加させていただいている関係で、いろいろな知識、経験をさせていただいておりますけれども、普通の方は全く分からないのです。どんな支援があるのか分からない。どう申請していいのか分からない。マッチングが全くできないのです。ほとんどの中小企業でも銀行との取引というのはあるかと思います。銀行の担当者がそれぞれの中小企業のいいところ、悪いところを一番

理解しているわけですので、銀行を通しての補助金の制度というものを、銀行を教育していただいて、教育でなくても銀行員の皆さんは頭のいい方が多いので、金融機関を通してのいろんな支援というものが実現すると、もっともっと中小企業への支援の手が届くと考えています。

弊社はアメリカに会社を持っているのですが、アメリカでは今回のコロナについてもほとんどが銀行のほうから「おたくの会社に対してはこんな支援策がありますよ。こんな方法がありますよ」と、8割、9割、銀行からの提案がございまして。ですから、国からのいろいろな支援策を有効に受けることができます。そういうことに関して日本の金融機関というのは逆に理解してもらえない。例えば、今、農林水産省のほうで進めておりますグリーン社会の推進一つ取ってみても、逆に銀行が理解してくれないものですから、何か事を起こそうとしても支援が得られないケースが大変多く出ております。そんなことでコンサルタントや生産性向上に対して支援するのにぜひ金融機関も巻き込んでいただけないかと考えております。

2つ目ですけれども、今、私どもの食品関係はコロナで苦しんでいる事業者がほとんどでございまして。その中で、国際相場としまして、小麦粉、砂糖、油関係が上がってきております。この春からも一斉に値上げ通知が来ています。日本の輸入原料というのは安いかというと、世界一高いのです。それは関税や調整金、マークアップ、いろんな税金に代わるものがついているせいなのです。

これはせんだって農林水産省にも申し上げましたけれども、せっかく関税のようなものを取っているわけですから、この世界的な原料関係の高騰に対して何とか上がらないように、水際でマークアップや調整金、関税を引き下げてでも国内の相場を安定させていただきたい。そうしないと、先ほど値上げの問題がありましたけれども、私どものような生活産業が値上げすると、どこの流通さんも小売店さんも理解してくれるのですが、実際値上げしたら消費者が理解しない。当然売れなくなります。「国際相場が上がっていました」「ああ、そうですか」と、めったに消費者は納得してくれないのです。ですから、値上げすれば済むでしょうという発想はやめていただきたい。日本は世界一高い原料を買わされて、かつ労働生産性も非常に低い、そういったハンディキャップをいっぱいしょっている中ですので、こういうコロナ禍の中で御支援いただいて値上げしなくても収益を上げられるような、そういった原料関係を御支援いただきたいと思います。

最後に、3つ目、コロナ禍のいろんな支援がございまして。実は私どものグループ社に飲食店を持っている事業も一部あります。8時までの営業にしるとか言いますがけれども、実際、1か月の固定費が2000万円から3000万円ぐらい最低でもかかるのです。家賃を毎月800万円払っています。1日6万円の支援金では、200人いる従業員をどうにも雇用し切れない。守れない。その中で銀行支援も頂いていますが、もうアップアップで、これ以上どうにもならないというところなんです。

欧米では、飲食店の事業者の規模に応じて支援金は違うのです。日本は一律なのです。

5人、10人、20人の事業規模と数百人規模の事業者が同じような支援金では話にならない。それでも規模とすれば中小企業になります。この辺の規模の違いをぜひ御配慮いただいた支援金を早急に何とかお願いできないと、今、銀行の支援も限界を超えています。はっきり言って超えています。後は潰れるしかない。数百人の雇用を切って、かつ、そこにいる業者さん、納入業者も一斉に倒れていくという事態になります。この辺の御支援をぜひ配慮いただけないかと思います。

以上、3点でございます。よろしくお願ひいたします。

○三村会長 ありがとうございます。

それでは、これで質問を終わらせていただきます。

それでは、関口室長、よろしくお願ひします。

○関口調査室長 時間もないので、ごく手短にお話しさせていただきます。

今日頂いた御指摘を踏まえまして、今後、本文を構成してまいりますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

1点だけ小高委員から質問を頂きましたので、それだけ。コンサルティングを紹介してくれないかというお話ですけれども、各県にございます「よろず支援拠点」では、金融機関からの御紹介を受けて、コンサルタントというか、コーディネーターが御相談を伺うというのが非常に多くなっておりますので、「よろず支援拠点」もぜひ御活用いただければと思います。

皆さんから今日頂いた御意見の中で、いろんな御指摘を頂いて大変有益でございましたが、今回、90件ほど事例を御紹介しております。その中で、働き方改革、女性の活用、あるいは共通EDIを導入するような中小企業ですとか、デジタル化成長戦略、M&A等々で皆さんから御指摘いただいた内容はほぼ含んでいるのではないかと思います。もう一度精査いたしまして、皆様方の御指摘がしっかり反映できるように事例をつくってまいりたいと思います。あと、コラムもございまして、これで兼業・副業とか、そうした働き方の部分も今回、大変厚く取り上げていますので、今日頂いた御指摘を踏まえてつくってまいりたいと思います。どうもありがとうございました。

○三村会長 それでは、資料6-2「令和3年度において講じようとする中小企業施策(案)」及び資料6-3「令和3年度において講じようとする小規模企業施策(案)」につきましては、中小企業基本法第11条第2項及び小規模企業振興基本法第12条第2項に基づきまして、本審議会が諮問を受けております。今日、非常に貴重な御意見がありましたけれども、細かな記述なども含めて私に御一任いただく形です承したいと思いますが、御異議ございませんか。

(委員首肯)

○三村会長 特に御異議ないようですので、ご了承いただいたこととさせていただきます。事務局において本日の意見も踏まえまして、さらに検討を深めていただきたいと思います。

それでは、最後の部に入ります。資料7について事務局より説明をお願いいたします。

○神崎企画課長 資料7-1を御覧ください。

1 ページです。大企業等がサプライチェーン全体の共存共栄あるいは取引価格の協議に応じるなど、取引適正化に取り組むことを宣言する「パートナーシップ構築宣言」の拡大に政府、産業界全体で取り組んでいます。なお、この宣言の仕組みを創設、普及するに当たっては、特に三村会長に多大なる御協力を頂いております。

2 ページです。昨年12月に策定いたしました成長戦略会議の実行計画では、1000社の宣言を目指すこととしておりました。ここでは991社と書いておりますけれども、今朝10時に公表された宣言企業数は1001社となりまして、ついに1000社を超えました。関係者と議論の上、新たな数値目標を掲げていきたいと思っております。

なお、中小企業であっても他の中小企業と取引されておりますので、多くの中小企業の方々に宣言いただいております。本日お集まりの企業の中でもまだ宣言していないという方がいらっしゃれば、ぜひとも宣言を御検討いただければ幸いです。

3 ページです。宣言の効果についての調査結果です。

左側ですが、宣言をした発注側企業に対して「仕入先との取引条件の協議において、本宣言をどの程度意識しているか」と質問したところ「おおいに意識している」「やや意識している」との回答が94%に上っています。

右側ですが、受注側に対して「宣言企業は適正な取引となるよう努力する姿勢が強いと感じるか」と質問したところ「おおいに感じる」「やや感じる」との回答が54%になっています。この発注側と受注側の認識のギャップを埋めていくことが今後の課題になります。

4 ページですが、後ほど御覧いただければと思いますけれども、資料7-2に宣言のひな形の改正案を掲げております。4 ページで御説明申し上げますと、このひな形を3点、改正したいと考えています。1 点目は、2050年カーボンニュートラルの目標に向け、グリーン化の取組の追記。2 点目、今月中に策定予定の知財取引のガイドラインの遵守を追加。3 点目、任意の記載事項の例として、政府全体で取組を進めております約束手形の利用廃止に向けた現金払いの移行の追記、以上3点を追記したいと思っております。今後、改正後のひな形に基づいた新たな数値目標を掲げまして、宣言の拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三村会長 ありがとうございます。

パートナーシップ構築宣言につきましては、私自身も非常に深い関心を持つ内容です。最初に希望を述べたいと思いますが、今お話があったように1,000社を超えましたけれども、何かを残すためにも、数を増やすということがまず一つ大事だと思っております。私としては、何とか目標を2,000社に引き上げて、さらに多くの企業に賛同いただきたいと思います。

もう一つは、宣言した内容を具体的に大企業も中小企業も守る、こういうことが非常に必要だと思っております。どの企業も必ず購買者であり、サプライヤーでもある、こうい

う性格を持っておりますので、このパートナーシップ構築宣言に盛り込まれた内容に関わりのない企業というのは世の中には存在しないわけであります。

日本商工会議所とでは、今月初めにパートナーシップ構築宣言のさらなる普及啓発に向けたプロモーションビデオを制作いたしました。30分版と10分版と5分版の3パターンがありますが、多くの経営者に見ていただいて、幅広い業種で宣言の輪をさらに広げるとともに、その精神である取引価格の適正化やサプライチェーン全体の競争力強化、あるいはオープンイノベーションの推進など、諏訪さんも言われたような内容ですが、こういうことで宣言内容の実践を通じて大企業と中小企業に新たな共存共栄関係の構築を実現していきたいと思っております。

座長ですが、意見を申し上げました。

それでは、各委員から御意見をいただきたく、まず安河内委員からよろしく願いいたします。

○安河内委員 ありがとうございます。

三村会長の御発言を聞く前に発言を希望したものであれなのですけれども、三村会長におっしゃっていただいたとおりの思いであります。大変すばらしい取組だと感じておりまして、我々労働組合としても、例えば各産業別組織からはカウンターパートであります業界団体や経営者の団体、あるいは地方連合会においては地方の経営者団体の皆さんとの懇談等をやっていく中で、行政も含めて要請活動を行っております。

また、ちょうど春季生活闘争時期でありますので、春闘要求の中にも盛り込んでいただきたいということで、それぞれ加盟組織にはお願いしておりますし、私どものJAMでは、先ほども会長が触れておられましたプロモーションビデオを全組織に展開するように、今、指示を出しているところでございます。大変すばらしい内容でありますので、構築宣言する企業をぜひ増やしていただきたいということと併せて、やはりメリットを具体的に感じられるような、そういう取組が強化されるといいのではないかと思いますので、今後とも取組の強化をお願い申し上げます。

以上でございます。

○三村会長 ありがとうございます。

ほかに御意見のある方。

○細田委員 チャットがうまくいかないもので、神奈川大学の細田ですが、一言よろしいでしょうか。

○三村会長 どうぞ、よろしく申し上げます。

○細田委員 私、このパートナーシップ構築宣言というのは、取引の公正化について非常に有益な方法ではないかと思えます。どうしても業界全体の調査といいますと、ほとんどの企業が前向きであっても、若干前向きでない企業もある、そういうところについて名指しでこういうところは遅れているということはなかなか言いづらい。そういう意味で、逆に積極的にやっていただいているところが個別にこういうふう宣言していただくという

のは、そういう推進力になるのではないかと考えておりますので、今回の考え方については非常に評価したいと考えております。

以上でございます。

○三村会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。手を挙げていただいても結構です。

趣旨に御賛同いただいていると思いますので、どうぞ身の回りの人たちにも広げていただくよう、ぜひともお願いします。

それから、先ほど中小企業庁長官からもお話がありましたけれども、振興基準というのがありまして、あまりひどい下請け取引でしたら、これについては行政として本来的には指導することができるという制度もありますので、下請Gメンの情報などを活用して、そういう具体的な事例も出したらいいのではないだろうかと考えております。

終了の時間が参りましたので、長時間にわたり活発な議論をありがとうございました。追加の御意見がある委員は適宜、事務局までお伝えください。

それでは、事務局にお返しします。よろしく申し上げます。

○神崎企画課長 三村会長、ありがとうございました。

本日、いろいろと、特に中小企業・小規模企業白書周りで御指摘いただきました。しっかり受け止めて、また個別に委員の皆様方と御相談させていただきながら進めていきたいと考えております。

白書につきましては、本日の御指摘を踏まえて、いろいろと調整の上、4月下旬の閣議決定に向けて準備を進めていきたいと思っておりますけれども、セットでき次第、委員の皆様にお届けしたいと考えております。

本日は、お忙しい中、誠にありがとうございました。

○三村会長 では、皆さん、どうもありがとうございました。これで終わります。

午後0時8分 閉会